

# 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の概要

東京高等検察庁刑事部検事（前内閣官房国家安全保障局／経済安全保障法制準備室参事官兼内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官）

小新井友厚 Tomoatsu Koarai

## I はじめに

令和6年5月10日、第213回国会において、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「本法」という。）が成立し、同月17日に公布された。本法は、公布後1年以内に本格施行されることとなる。

本法は、経済安全保障を念頭に置いた、国が保有する安全保障上の重要情報の保全に関する新法である。本法は、経済安全保障に関わる「セキュリティ・クリアランス」の仕組みを創設する法律として語られることも多い。もっとも、諸外国で採用されている「セキュリティ・クリアランス」（Security Clearance）とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が指定した国家秘密情報（いわゆるClassified Information）へのアクセスを、情報を漏らすおそれがないと確認できた者に限定して認める仕組みであり、単独の制度というより、厳格な秘密情報管理措置の一部をなすものである。この点本法も、セキュリティ・クリアランスのみを資格認証制度の如き形で定めるのではなく、諸外国にも通用するものとするべく、情報の指定に始まり、セキュリティ・クリアランスを含む管理・提供のルール、そして漏えいした場合

の罰則までを網羅する、経済安全保障に関わる国の重要情報保全の枠組みを定めるものである。

本稿中意見にわたる部分は筆者個人の私見である。また、法律名を明示せずに条文番号を掲げる場合は本法の条文を指す。

## II 立法経緯

我が国には既に、セキュリティ・クリアランスの仕組みを含む国保有情報の保全制度として、約10年前の平成26年12月10日から施行されている「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）が存在する。ただし、特定秘密保護法で守られる情報は、防衛、外交、特定有害活動（スパイ活動等）の防止及びテロリズムの防止の4分野に関する一定類型の情報に限られ、かつ、漏えいすれば我が国の安全保障に「著しい支障」を与えるおそれがある情報（特定秘密保護法3条1項）、すなわち米国でいうTop Secret級やSecret級<sup>1</sup>に相当するような極めて機微度の高い情報に限定されている。

昨今、安全保障の裾野が防衛や外交という伝統的領域から経済・技術分野に拡大してきている中、経済安全保障分野においても国の情報管

1 米国では、セキュリティ・クリアランスの対象となる国家秘密情報（Classified National Security Information）は、Top Secret、Secret、Confidentialの3段階に区分して管理されている（大統領令第13526号）。